

「グリーン水素率先利用事業者認証制度」の 認証申請にかかる募集要領

目次

1	制度概要.....	1
2	申請の方法.....	7
3	審査.....	29
4	認証の取扱い.....	29
5	よくある質問（Q&A）.....	30
6	その他.....	32
7	グリーン水素率先利用事業者認証を受けた事業者への支援.....	32
8	ヘルプデスク.....	32

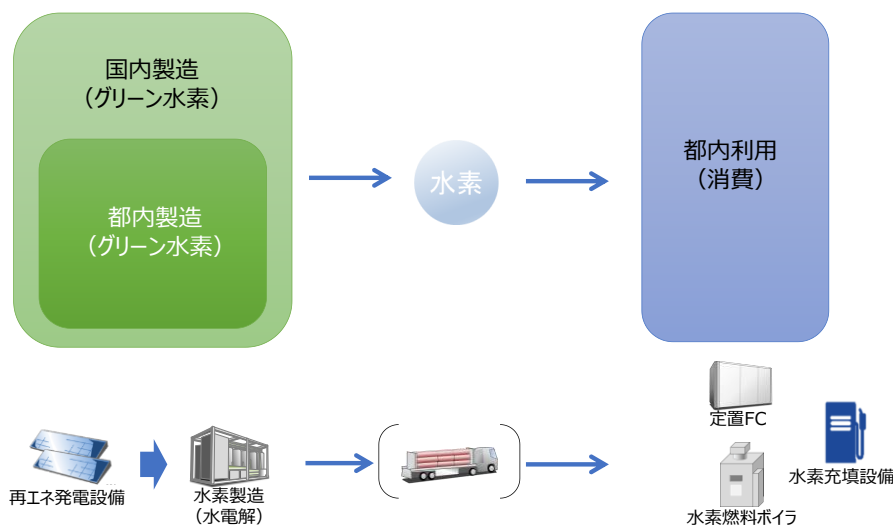
1 制度概要

(1) 目的

東京都ではエネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいます。

特に脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギー電力由来の水素（グリーン水素）の活用促進が重要です。

本事業は、都内でグリーン水素を利用する事業者を認証し、事業者におけるグリーン水素の活用を促進することを目的とします。



(2) 認証対象

基準を満たすグリーン水素を都内で利用する事業者を認証します。

認証要件は、次の①グリーン水素の利用に関する要件、②利用するグリーン水素に関する要件の全てを満たすものとします（「グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針」の2）。

①グリーン水素の利用に関する要件

ア	都内の事業所の敷地内に設置された当該事業所内で利用するエネルギーを供給するグリーン水素利用設備であると認められること。						
イ	グリーン水素利用設備において、グリーン水素の利用を次のとおり継続的に行っていること。 <ul style="list-style-type: none">・ 利用が2か月以上・ 年間のグリーン水素利用量※<table border="1"><tr><td>認証区分</td><td>オンサイト型</td><td>100N m³以上</td></tr><tr><td></td><td>オフサイト型</td><td>500N m³以上</td></tr></table>	認証区分	オンサイト型	100N m ³ 以上		オフサイト型	500N m ³ 以上
認証区分	オンサイト型	100N m ³ 以上					
	オフサイト型	500N m ³ 以上					

ウ グリーン水素を利用した年度の1年度間のグリーン水素利用量を把握できること。

※都内の複数の事業所で、グリーン水素を利用し、認証対象となる場合は「オンサイト型」「オフサイト型」の別に年度間のグリーン水素利用量の合計が上記の量以上である必要があります。

【例】(継続した利用がある前提です。)

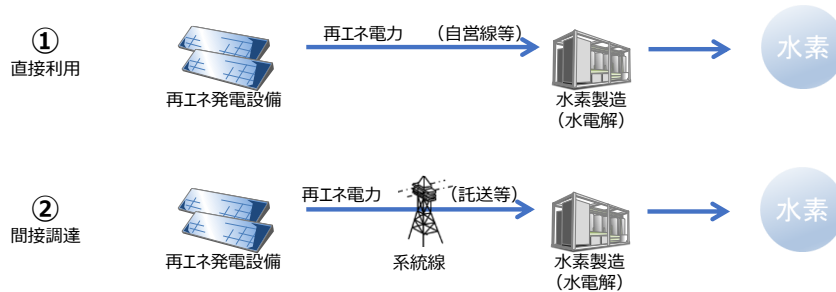
- ・ a 事業所「オンサイト型(地産地消)」 50N m^3 + b 事業所「オンサイト型」 50N m^3
→ 年間のグリーン水素利用量が「オンサイト型の 100N m^3 以上」となるので「オンサイト型(地産地消)」で認証
- ・ c 事業所「オンサイト型」 100N m^3 + d 事業所「オフサイト型」 100N m^3
→ 年間のグリーン水素利用量が「オンサイト型の 100N m^3 以上」のみ満たしているため、「オンサイト型」で認証
- ・ e 事業所「オンサイト型」 90N m^3 + f 事業所「オフサイト型」 510N m^3
→ 年間のグリーン水素利用量が「オフサイト型の 500N m^3 以上」のみ満たしているため、「オフサイト型」で認証
- ・ g 事業所「オンサイト型」 90N m^3 + h 事業所「オフサイト型」 300N m^3
→ 年間のグリーン水素利用量が「オンサイト型」「オフサイト型」の双方とも満たしていないので認証されない。

②利用するグリーン水素に関する要件

ア 利用するグリーン水素の製造に関する要件

- ・ 日本国内で製造されているものであること。
- ・ 再生可能エネルギー電力を活用してグリーン水素を製造する場合にあっては、当該再生可能エネルギー発電設備が再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定を受けていること、又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条の27第1項に基づく発電事業届出がされていること、若しくは、当該発電設備の構造、エネルギー源の種類等を勘案して再生可能エネルギー電力を発電する設備であると認められること。
- ・ グリーン水素の製造に充てる再生可能エネルギーが、事業者等が設置した電線によりグリーン水素製造設備まで供給されていること、又は電気系統を介してグリーン水素製造設備まで輸送されていること。
- ・ グリーン水素製造設備のある事業所に対する再生可能エネルギー発電設備によるエネルギー供給量が把握可能であること。
- ・ グリーン水素を製造する設備が現に設置されていること。
- ・ グリーン水素の製造に係る電力量が適切に把握されていること。
- ・ グリーン水素の製造に係る電力使用量が、グリーン水素製造設備のある事業所に対する再生可能エネルギー発電設備による電力供給量と同等、又はそれを下回ること。

※グリーン水素を製造する再生可能エネルギーの調達手段として、施設内、若しくは施設外より専用インフラで供給した再エネの直接利用、また系統インフラを経由する間接調達も可能とします。



イ 利用するグリーン水素の輸送に関する要件

- ・ 国内にあるグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受けること。

(3) 認証対象となるグリーン水素利用の期間

令和5年度分（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）のグリーン水素の利用実績について、令和6年度に認証します。

令和5年度の利用実績を、申請書とともに関係書類を添えてご申請ください。

注：令和6年3月下旬にグリーン水素が納品されたなど、3月分のグリーン水素の利用実績として把握ができない場合は、当該納品に基づくグリーン水素利用量は最終的に利用が終わった日が属する年度分としてご申請ください。

(4) 認証区分

認証は、①オンサイト型（地産地消）、②オンサイト型（地産地消以外）、③オフサイト型の3つの区分で行います。

<認証区分>

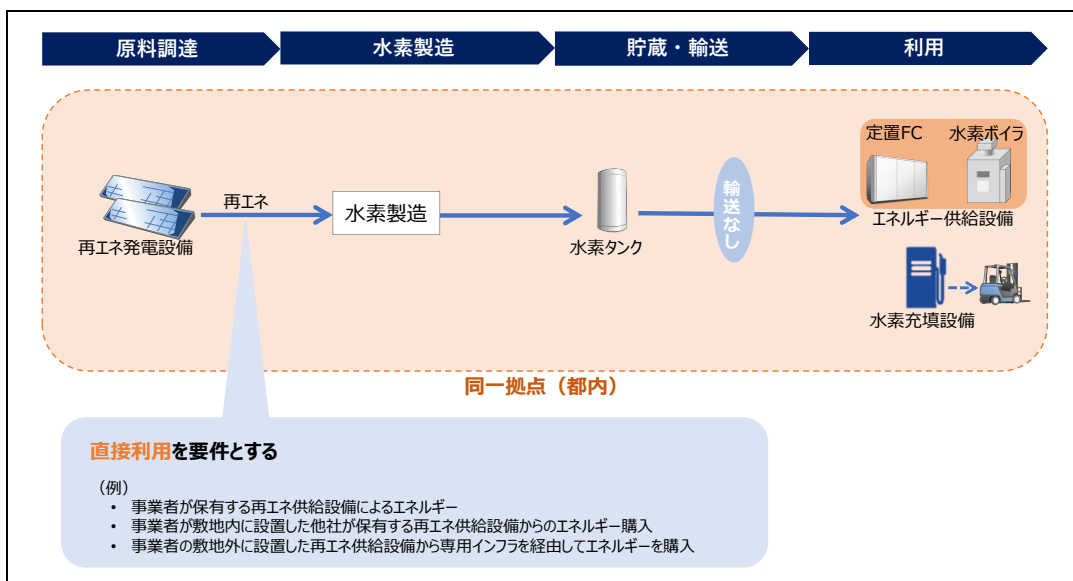
認証区分		概要
オンサイト型	地産地消	・ 再エネ電力を事業者自ら作り出し、都内の事業所内の施設で製造したグリーン水素を同一事業所内で利用する事業者
		・ 再エネ電力の供給を他者から受け、都内の事業所内の施設で製造したグリーン水素を同一事業所内で利用する事業者
オフサイト型		・ 国内で製造されたグリーン水素を車両で運搬し、都内の事業所内の施設で利用する事業者 ・ 運搬車両は ZEV（EV 車両若しくは FC 車両）で運搬、又は運搬した際の温室効果ガス排出量をオフセットしていることが要件

各区分は、次のように定義されています（「グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針」の3）。

①オンサイト型（地産地消）

同一の敷地内にある再生可能エネルギー設備から直接エネルギーの供給を受けた都内にあるグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受け、グリーン水素製造設備と同一敷地内若しくは同一街区の都内の事業所で利用していること。

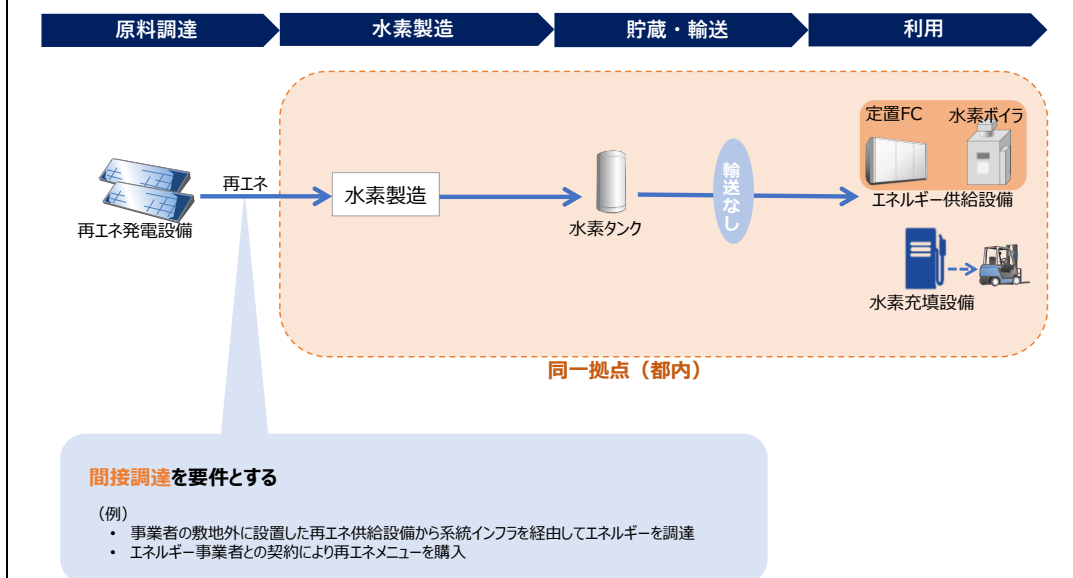
※オンサイト型（地産地消）は再生可能エネルギーを直接利用し、都内の事業所内の施設で製造した水素を利用するモデルであり、同一施設内において水素製造・利用が行われるものが対象になります。



②オンサイト型

都内にあるグリーン水素製造設備からグリーン水素の供給を受け、グリーン水素製造設備と同一敷地内若しくは同一街区の都内の事業所で利用していること。

※オンサイト型は再生可能エネルギーを間接調達し、都内の事業所内の施設で製造した水素を利用するモデルであり、同一施設内において水素製造・利用が行われるものが対象になります。



③オフサイト型

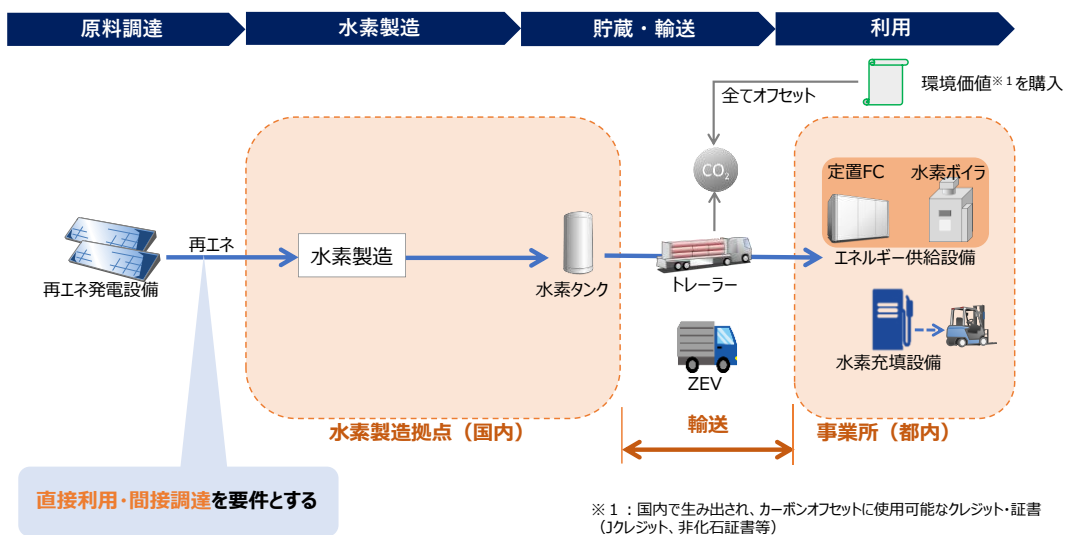
ア グリーン水素の利用を行う都内の事業所から離れた拠点（国内）にあるグリーン水素製造設備において製造され、車両運搬により供給されたグリーン水

素を都内の事業所で利用し、かつ、利用したグリーン水素のグリーン水素製造拠点からグリーン水素利用拠点までの間の輸送に伴い排出される二酸化炭素排出量を削減する取組を行っていること。

イ 二酸化炭素排出量を削減する取組は次のいずれかとする。

- ・ グリーン水素の輸送により排出される二酸化炭素排出量を、カーボン・オフセットの仕組みを利用し、日本国内で創出された環境価値により相殺すること※。
- ・ ZEV（EV 車両若しくはFC 車両）を使用してグリーン水素の輸送を行うこと。

※オフサイト型は国内で製造されたグリーン水素を輸送し都内で利用するモデルです。都内施設で製造したグリーン水素を別の都内の施設で利用するものは、同一施設内での製造・利用ではないため、オフサイト型に該当します。

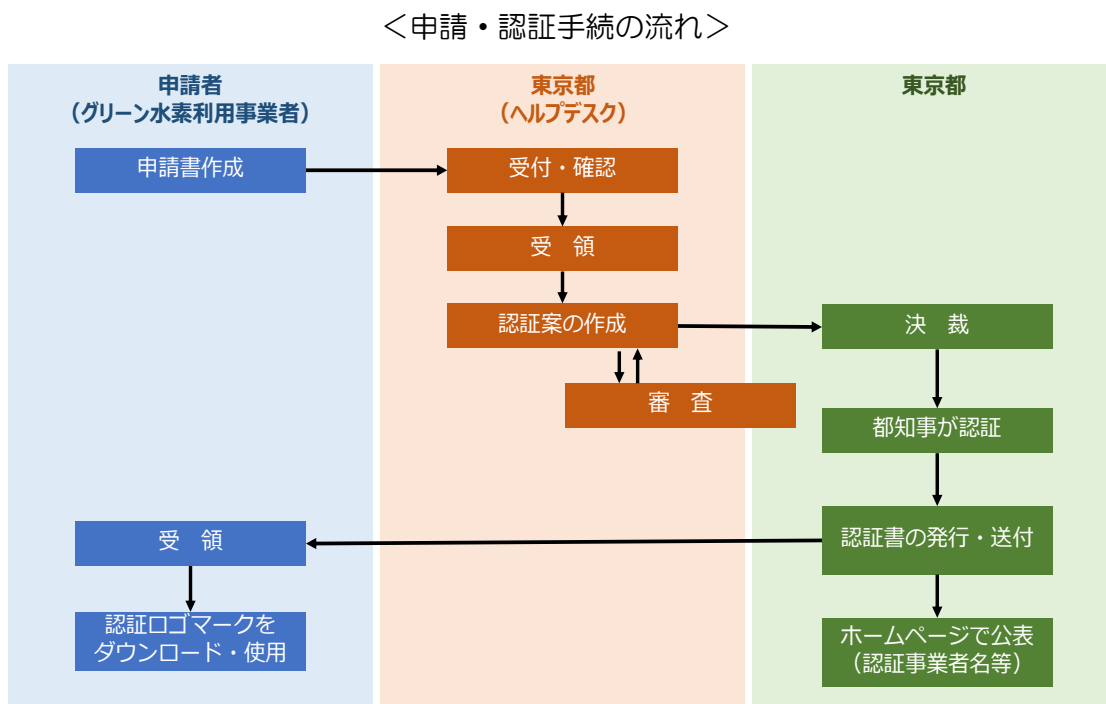


※グリーン水素の運搬時に排出される二酸化炭素排出量をカーボン・オフセットの仕組みを利用して、相殺（オフセット）する場合は、次のクレジット等の利用が必要があります。

- ・ 日本国内で生み出された環境価値であり、何から得られた環境価値であるか明確であるもの。
- ・ 公表できる環境価値であること。
- ・ 国が公表している「カーボン・オフセットガイドライン」等に則り、対応していること。

(5) 申請・認証手続きの流れ

申請・認証手続きの流れは、以下のとおりです。



2 申請の方法

(1) 募集期間

令和6年4月30日（火）～同年7月31日（水）

※毎年度募集を実施します。

(2) 申請書類

申請に必要な書類①～②に必要な事項をご記入の上、ご送付ください。

＜申請に必要な書類＞

●要綱

①様式第1

●運用方針

②関係書類

- ・ 様式第1号 各事業所の詳細
- ・ 様式第2号 グリーン水素の利用量の内訳
- ・ 様式第2号 別添1 グリーン水素の製造根拠について
- ・ 様式第2号 別添2 グリーン水素利用設備のある事業所周辺の見取り図

- ・ 様式第2号 別添3 事業所内でのグリーン水素利用設備の設置場所が確認できる書類
- ・ 様式第2号 別添4 グリーン水素の製造、供給、利用のフロー図並びに関連資料
- ・ 様式第2号 別添5 各設備の仕様並びに水素利用量の把握について
- ・ 様式第2号 別添6 輸送時の二酸化炭素排出量の算定書（※オフサイト型水素利用のみ）
- ・ 様式第2号 別添7 輸送時の二酸化炭素排出量を削減する取組（※オフサイト型水素利用のみ）

●その他

- ・ 暴力団排除に関する誓約書
- ・ オフサイト型の場合 輸送時の二酸化炭素排出量の算定書等
- ・ 申請に必要な添付書類
- ・ その他、申請に当たって都が必要と認めた書類

【注意点】

- ・ グリーン水素を、kgで利用（購入）している場合は、次の換算係数を使用し、Nm³として御提出ください。なお、算出されたグリーン水素の量の小数点以下は切り捨ててください。

単位換算係数 1 kg = 11.2Nm³

- ・ 申請書は原則郵送で提出してください。

封筒には「グリーン水素率先利用事業者認証制度に関する書類在中」と記載してください。

※紙媒体と併せて、申請書類一式の電子データを記録した CD-R 等の電子媒体も同封願います。

※申請に際し、事前にヘルプデスクまでご相談願います。

(3) 申請書類作成要領・記入例

① 要綱 様式第1

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 代表者等の押印をお願いします。
- ・ 認証の必要条件を満たしているか、よく確認した上で、記載を行ってください。
 - ☒ 「2. 認証根拠」における「年間グリーン水素利用実績月数」が「1か月」と記載されており、認証要件（2か月以上）を満たしていない。
- ・ 認証区分に則した内容を記載してください。
 - ☒ 「2. 認証根拠」における「認証区分」で「オンサイト型（地産地消）」を選択しているにも関わらず、「グリーン水素利用量（区分別）」における「オンサイト型（地産地消）」の利用量の記載がない。
- ・ グリーン水素利用事業所の数に応じて、事業所の概要を記載ください。
 - ☒ グリーン水素利用事業所が複数あるにも関わらず、「3. グリーン水素利用各事業所の概要」において、1事業所分しか記載されていない。

記入例

様式第1

令和〇年〇月〇日

東京都知事 殿

申請者
 住 所 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
 法 人 名 株式会社〇〇〇〇
 代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇 郎
 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

グリーン水素率先利用事業者認証申請書

グリーン水素率先利用事業者認証制度実施要綱第5条の規定により、前年度のグリーン水素の利用に係る実績の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 認証申請区分

オンサイト型（地産地消）

2. 認証根拠

認 証 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> オンサイト型（地産地消） <input type="checkbox"/> オンサイト型 <input type="checkbox"/> オフサイト型		
認証の根拠 ※必要条件			
継続性	年間グリーン水素 利用実績月数	※2ヵ月以上の利用実績	4ヵ月
	年間グリーン水素 利用量	※オンサイト型：100Nm ³ /年以上 ※オフサイト型：500Nm ³ /年以上	〇〇Nm ³ /年
その他	グリーン水素利用 量（区分毎）	オンサイト型（地産地消）	〇〇Nm ³ /年
		オンサイト型	—
		オフサイト型	〇〇Nm ³ /年
※オンサイト型（地産地消）：半数以上がオンサイト型（地産地消）グリーン水素であること、もしくはオンサイト型（地産地消）グリーン水素を年間100Nm ³ -H ₂ 以上利用していること ※オンサイト型：上記を除くオンサイト型グリーン水素利用であること ※オフサイト型：運搬車両はZEV（EV車両若しくはFC車両）で運搬、又は運搬した際の温室効果ガス排出量をオフセットしていること			

担当者 連絡先	住所	
	所属	
	氏名	
	電話番号	()
	メールアドレス	

②関係書類

運用方針 【様式第1号】 各事業所の詳細

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 記載内容は、要綱様式第1に記載した内容と整合的であるようにしてください。
 - ☒ 運用方針 様式第1号に記載されている「水素利用設備の概要」における設備の種類・能力が、要綱様式第1「3. グリーン水素利用各事業所の概要」に記載されている内容と一致しない。
- ・ 事業所内での「水素の消費量」と「対象グリーン水素調達量」に齟齬がないようにしてください。
 - ☒ 「水素利用設備の概要」における「水素の消費量」に比べ、「水素調達経路」における「対象グリーン水素調達量」が著しく少ない値となっている。
- ・ 調達したグリーン水素の製造者、製造場所、製造方法（再エネ電力）、水素製造設備の情報を記載してください。
 - ☒ 「水素調達経路」における「再エネ電力」の「確保手段」について「直接利用」、「間接調達」いずれも選択されていない。

様式第1号

各事業所の詳細

事業所名	A事業所		
住所	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号		
水素利用設備の概要			
設備1	種類	純水素型燃料電池	
	能力	〇〇kW	
	設置時期	令和〇年〇月〇日	
	運用開始時期	令和〇年〇月〇日	
	水素消費量	〇〇Nm ³ /h	
設備2	種類		
	能力		
	設置時期		
	運用開始時期		
水素調達経路の概要			
調達経路1	対象グリーン水素調達量		〇〇Nm ³ /年
	グリーン水素を供給した者	名称	〇〇事業所
		住所	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
	グリーン水素の供給方法		<input checked="" type="checkbox"/> オンサイト <input type="checkbox"/> オフサイト (輸送)
	グリーン水素を製造した者	名称	上に同じ
		住所	上に同じ
	グリーン水素を製造した場所	住所	上に同じ
		再エネ電力	確保手段
	概要		敷地内に設置した太陽光発電容量〇〇kW
	水素製造設備	種類	水電解水素製造装置
		能力	〇〇Nm ³ /h
		設置時期	令和〇年〇月〇日
		消費電力量	〇〇〇〇kWh/Nm ³ -H ₂
		運用開始時期	令和〇年〇月〇日
グリーン水素の該当区分		<input checked="" type="checkbox"/> オンサイト型 (地産地消) <input type="checkbox"/> オンサイト型 <input type="checkbox"/> オフサイト型	

運用方針 【様式第2号】 グリーン水素の利用量の内訳（月別）

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 記載内容は、要綱の様式第1に記載した内容と整合的であるようにしてください。
- ☒ 運用方針 様式第2号に記載されているグリーン水素の利用量の年間の合計値が、要綱の様式第1「2. 認証根拠」に記載されているグリーン水素の利用量と一致しない。
- ・ 各月の利用量の根拠を示すデータを別に添付してください。

記入例

様式第2号

グリーン水素の利用量の内訳（月別）

グリーン水素を利用した事業所 （住所）		A事業所 （東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号）		
グリーン水素の利用量（合計）		〇〇Nm ³ /年		
グリーン水素の 区分	オンサイト型 （地産地消）	オンサイト型	オフサイト型	合計
水素調達経路番 号（様式第1号）	1		2	
月別	4月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	5月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	6月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	7月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	8月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	9月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	10月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	11月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	12月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	1月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	2月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
	3月	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³
計	〇〇Nm ³		〇〇Nm ³	〇〇Nm ³

※ 上記で記入した各月の利用量の根拠を示すデータを別に添付してください。

運用方針【様式第2号 別添1】 グリーン水素の製造根拠について

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 調達経路毎での「水素の製造時に消費した電力量」と「用いた再エネ電力量」の合計値に、齟齬がないようにしてください。
 - ☒ 「水素の製造時に消費した電力量」が「用いた再エネ電力量」の合計値を著しく上回っている。
 - ・ 間接調達（オフサイト型）の場合、水素製造者に確認を行い、上記を記載いただくか、その水素が再エネ電力で製造されたことを示す資料を添付してください。
- また、電力会社が提供する電力メニューのうち、非化石証書（再エネ指定あり）を使用した再エネ電気をを用いていることを示す資料を添付してください。

記入例

様式第2号 別添1

グリーン水素の製造根拠について（調達経路毎）

水素調達経路番号(様式第1号) : 1				
対象となる水素製造量		○○Nm ³ /年		
グリーン水素の該当区分 ※②≦④であること。		<input checked="" type="checkbox"/> オンサイト型（地産地消） <input type="checkbox"/> オンサイト型 <input type="checkbox"/> オフサイト型		
水素の製造時に消費した電力量②		○○○kWh/年		
水素製造時の消費電力量の根拠 ※根拠資料を添付ください。		<input type="checkbox"/> 水素製造装置の記録データ <input type="checkbox"/> 水素製造装置に設置した電力量計データ <input checked="" type="checkbox"/> 水素製造装置の定格水素製造量からの推計値 例：水素あたりの定格消費電力×水素製造量 計算式：○○kWh/Nm ³ ×○○Nm ³ /年 =○○○kWh/年 <input type="checkbox"/> その他：		
再エネ確保手段		用いた手段	用いた再エネ発電設備概要	用いた再エネ電力量④
直接 利用 (オン サイト 型 (地 産地 消)	①グリーン水素製造者が保有する再エネ発電設備から供給された電力を活用	<input checked="" type="checkbox"/>	種別：太陽光発電 容量：○○kW	○○○○kWh/年
	②グリーン水素製造者が敷地内に設置した他者が保有する再エネ発電設備から供給された電力を購入	<input type="checkbox"/>	-	kWh/年
	③グリーン水素製造者が敷地外に設置した他者が保有する再エネ発電設備から専用インフラを経由して供給された電力を購入	<input type="checkbox"/>	-	kWh/年
	合 計④			○○○○kWh/年
間接 調達 (オフ サイト 型)	④グリーン水素製造者の敷地外に設置した再エネ発電設備から系統インフラを経由して電力を調達	<input type="checkbox"/>	-	kWh/年
	⑤電力小売事業者との契約により再エネ電力メニューを購入	<input type="checkbox"/>	-	kWh/年
	⑥その他調達手段	<input type="checkbox"/>	-	kWh/年
	合 計④			kWh/年

※ 間接調達（オフサイト型）の場合、水素製造者に確認を行い、上記を記載いただくか、その水素が再エネ電力で製造されたことを示す資料を添付してください。

また、電力会社が提供する電力メニューのうち、非化石証書（再エネ指定あり）を使用した再エネ電気を用いていることを示す資料を添付してください。

※ 水素調達経路ごとに作成ください。

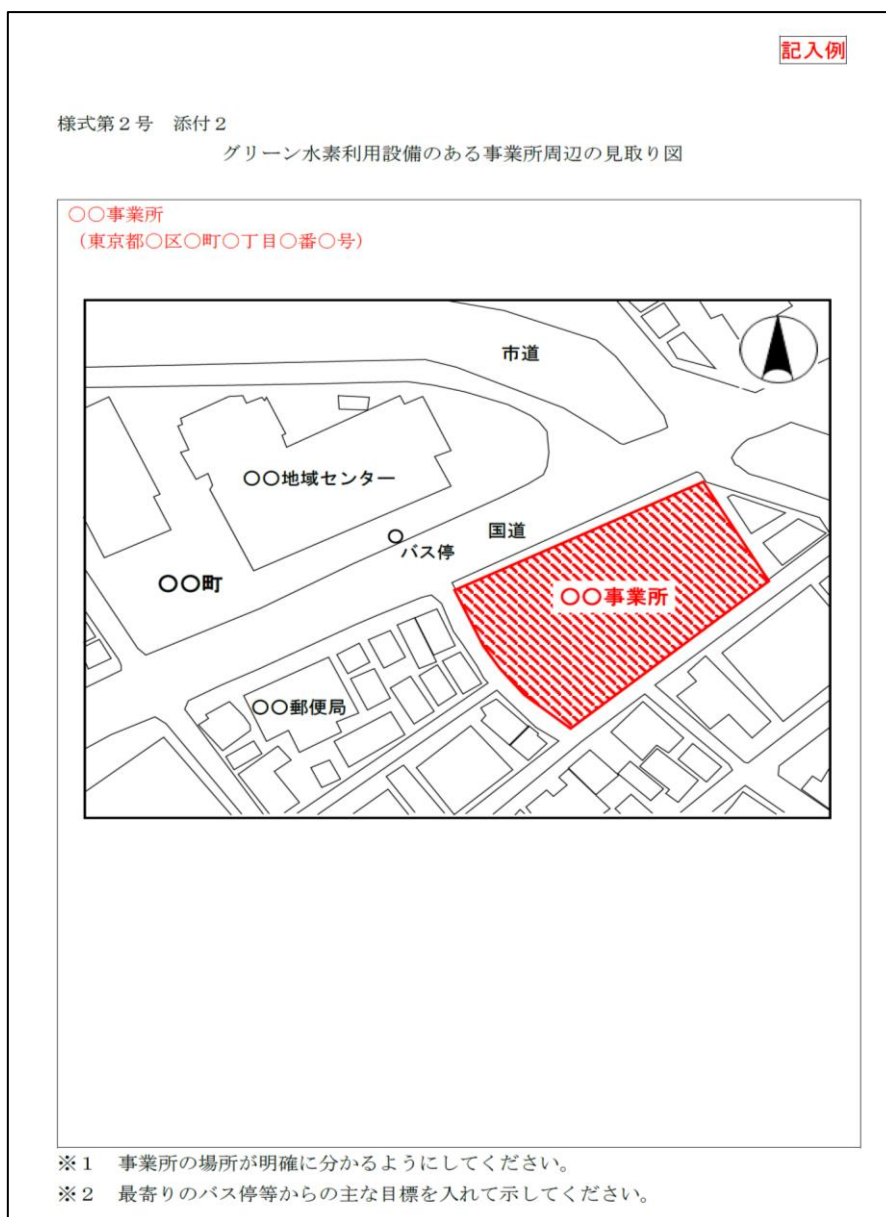
運用方針【様式第2号 別添2】 グリーン水素利用設備のある事業所周辺の見取り図

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 事業所の場所が明確に分かるようにしてください。



運用方針【様式第2 別添3】 事業所内でのグリーン水素利用設備の設置場所が確認できる書類

<提出必要書類>

オンサイト型	オフサイト型	
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 事業所内でのグリーン水素利用設備の場所が明確に分かるようにしてください。



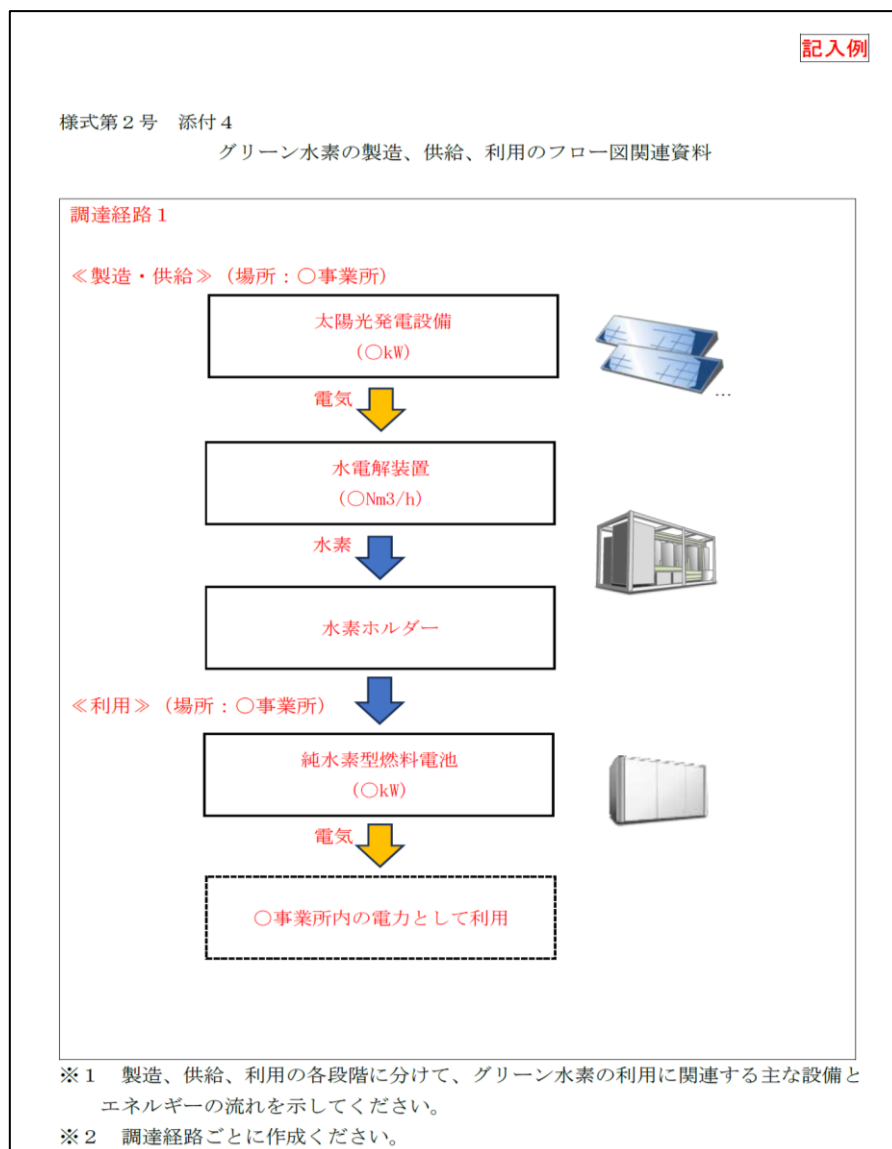
運用方針 【様式第2号 別添4】 グリーン水素の製造、供給、利用のフロー図並びに関連資料

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ グリーン水素の製造、供給、利用までのフローを各段階に分けて明確に示してください。



運用方針 【様式第2 添付5】 各設備の仕様並びに水素利用量の把握について

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
○	○	○

<記入の注意事項>

- ・ 設備の容量・能力・概要・設置場所が分かる図面・仕様書・パンフレット等を添付してください。
- ・ グリーン水素の利用量、水素の製造量・消費電力の把握方法を記載してください。

様式第2号 添付5

各設備の仕様並びに水素利用量の把握について

○グリーン水素利用設備の仕様等

メーカー名	株式会社〇〇〇〇	
型番	〇〇-〇〇〇〇	
種類	〇〇	
ガス種	〇〇	
能力（発電出力）	〇kW	
出力電圧	〇〇式〇V	
消費電力	通常最大時	〇W 以下
	通常待機時	〇W 以下
最大連続発電時間	〇時間	
ガス消費量	定格発電時	〇NL/min
	最大時	〇NL/min
熱出力	定格発電時	〇W
	排熱回収温度	〇℃
発電効率	〇%	
排熱回収効率	〇%	

※ 設備の容量・能力・概要・設置場所が分かる図面・仕様書・パンフレット等を添付ください。

○グリーン水素の利用量の把握方法

（記載例）

水素ホルダーとグリーン水素利用設備との間に計測器を取り付け、グリーン水素の利用量を常時把握している。

○再エネ発電設備の仕様等

メーカー名	株式会社〇〇〇〇	
型番	〇〇-〇〇〇〇	
種類	〇〇〇型太陽光発電	
能力	パネル等出力	〇kW
	P C 出力	〇kW
設置場所	敷地内の〇〇建物屋上	

※ 設備の容量・能力・概要・設置場所が分かる図面・仕様書・パンフレット等を添付ください。

○間接調達で電力小売事業者との契約により再エネ電力を調達している場合

電力小売事業者	〇〇〇〇電力
再エネ電力メニュー名	〇〇〇〇〇
年間購入電力量	〇kWh/Nm ³

※ 再エネメニューを活用していることを示す書類ならびに年間購入電力量を示す書類を添付ください。

○水素製造装置の能力・仕様

メーカー名	株式会社〇〇〇〇
機種	〇〇〇〇
型番	〇〇-〇〇〇〇
水素発生量	〇Nm ³ /h
定格消費電力	〇kWh/Nm ³

※ 設備の容量・能力・概要・設置場所が分かる図面・仕様書・パンフレット等を添付ください。

○水素の製造量・消費電力量の把握方法

(記載例)

水素製造量

水素ホルダーとグリーン水素製造設備との間に計測器を取り付け、水素の製造量を把握している。

消費電力量

水素製造装置に供給する電力系統に電力計測器を設置し、水素製造に伴う消費電力量を把握している。

運用方針 【様式第2 別添6】 輸送時の二酸化炭素排出量の算定書

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
		○

<記入の注意事項>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間水素利用量の値が、要綱 様式第1に記載した内容と整合的であることを確認してください。 ☒ 年間水素利用量の値が、要綱 様式第1に記載された年間の利用量の値と一致しない。 ・ 「年間輸送回数」、または「輸送車両の最大積載量」「水素受入タンク貯蔵可能量」のどちらかの項目に記載しているかを確認してください。 ☒ 「年間輸送回数」が空欄にも関わらず、「輸送車両の最大積載量」「水素受入タンク貯蔵可能量」への記載がない。 ・ 「輸送車両の水素の最大積載量」は、水素の最大積載量の値を記載してください。 ☒ 水素の最大積載量ではなく、一般的な積載物の最大積載量を記載している。
--

※輸送時の二酸化炭素排出量の算定方法

以下のいずれかの方法により、算定してください。

(1)年間輸送回数が分かる場合

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] = \text{拠点間距離}[\text{km}]^{*1} \times \text{年間輸送回数}[\text{回/年}] \div \text{燃費}[\text{km}/\ell]^{*2} \times \text{燃料 CO}_2 \text{ 排出係数}[\text{t-CO}_2/\text{kL}]^{*3} \div 1,000$$

(2)年間輸送回数が分からない場合

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量}[\text{t-CO}_2/\text{年}] = \text{拠点間距離}[\text{km}]^{*1} \times \text{年間水素利用量}[\text{Nm}^3/\text{年}] \div (\text{「水素受入タンク貯蔵可能量」と「輸送車両の最大積載量」のうち小さい方の値})[\text{Nm}^3] \div \text{燃費}[\text{km}/\ell]^{*2} \times \text{燃料 CO}_2 \text{ 排出係数}[\text{t-CO}_2/\text{kL}]^{*3} \div 1,000$$

※1：片道分の輸送距離と同等値

※2：以下2つのどちらかの値とする。

- ①「自動車燃費一覧（令和5年3月・国土交通省）」に掲載されている該当車種の燃費値
- ②「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」の該当区分の見なし燃費（表1参照）
- 「輸送の区分」のみ不明の場合は、17,000kg以上の区分の燃費とする。「燃料基準区分」のみ不明の場合は、「燃費基準未達成等」の区分の燃費とする。
- *全て不明の場合は、「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」の「輸送の区分」17,000kg以上（事業用）且つ「燃費基準未達成等」に該当する見なし燃費とする。

表1. 見なし燃費

輸送の区分			燃料基準区分（単位：km/ℓ）			燃費基準未達成等
			2025基準	2022基準	2015基準	
事業用	揮発油	500kg未満		15.9	13.5	9.48
		500kg以上1,500kg未満		10.5	8.49	6.51
		1,500kg以上		8.79	6.96	5.53
	軽油	1,000kg未満		12.9	10.2	9.31
		1,000kg以上2,000kg未満	8.50	8.50	6.93	6.28
		2,000kg以上4,000kg未満	6.33		5.28	4.78
		4,000kg以上6,000kg未満	5.13		4.36	3.93
		6,000kg以上8,000kg未満	4.55		3.91	3.52
		8,000kg以上10,000kg未満	3.88		3.37	3.03
		10,000kg以上12,000kg未満	3.65		3.19	2.86
		12,000kg以上17,000kg未満	3.35		2.96	2.66
		17,000kg以上	2.97		2.65	2.38
自家用	揮発油	500kg未満		16.9	14.4	10.1
		500kg以上1,500kg未満		11.1	8.98	6.89
		1,500kg以上		9.01	7.14	5.67
	軽油	1,000kg未満		14.9	11.8	10.7
		1,000kg以上2,000kg未満	9.48	9.48	7.72	7.00
		2,000kg以上4,000kg未満	6.71		5.60	5.06
		4,000kg以上6,000kg未満	5.45		4.63	4.18
		6,000kg以上8,000kg未満	4.73		4.07	3.67
		8,000kg以上10,000kg未満	4.08		3.54	3.18
		10,000kg以上12,000kg未満	3.78		3.30	2.97
		12,000kg以上17,000kg未満	3.52		3.11	2.79
		17,000kg以上	2.99		2.67	2.40

「燃料基準区分」が不明の場合はこの値とする

←「輸送の区分」が不明の場合はこの値とする

[出典]「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2（令和5年6月）」（経済産業省、国土交通省）

※3：「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」に掲載されている燃料CO2排出係数の値を用いる。（表2参照）

表2. 燃料の単位発熱量と排出係数

No.	燃料の種類	単位	①単位発熱量		②排出係数 (tC/GJ)	参考) ③CO ₂ 排出係数 (①×②×44/12)
1	揮発油	kl	33.4	GJ/kl	0.0187	2.29 tCO ₂ /kl
2	ジェット燃料油	kl	36.3	GJ/kl	0.0186	2.48 tCO ₂ /kl
3	軽油	kl	38.0	GJ/kl	0.0188	2.62 tCO ₂ /kl
4	A 重油	kl	38.9	GJ/kl	0.0193	2.75 tCO ₂ /kl
5	B・C 重油	kl	41.8	GJ/kl	0.0202	3.10 tCO ₂ /kl
6	液化石油ガス (LPG)	t	50.1	GJ/t	0.0163	2.99 tCO ₂ /t
7	バイオエタノール	kl	23.4	GJ/kl	—	—
8	バイオディーゼル	kl	35.6	GJ/kl	—	—
9	バイオガス	千m ³	21.2	GJ/千m ³	—	—
10	水素	t	142	GJ/t	—	—
11	アンモニア	t	22.5	GJ/t	—	—

[出典] 「ロジスティクス分野におけるCO₂ 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2 (令和5年6月)」(経済産業省、国土交通省)

※計算シートの活用

- 計算シートのエクセルデータに入力してください。

「輸送時の二酸化炭素排出量の算定書等」

- 「記入方法」欄に記載されている内容を参考にした上で、「記入欄」の緑色のセルに入力してください。

「年間輸送回数」欄：

不明である場合は空欄とし、「輸送車両の最大積載量」欄、また「水素受入タンク貯蔵可能量」欄（水素受入タンクがある場合）に必ず記入してください。ただし「水素受入タンク貯蔵可能量」欄については、輸送車両若しくはその一部を複数日に渡り水素利用拠点に置き、水素貯蔵タンクと同等の機能を持たせた場合は、空欄としてください。

「車名」「通称名」「型式」欄：

「自動車燃費一覧（令和5年3月・国土交通省）」に掲載されている該当項目を記入してください。（不明であれば空欄としてください。）

「燃料種類」欄：

該当燃料をリストから選択してください。

「輸送の区分」欄：

車両の最大積載量の区分を記入する欄です。「ロジスティクス分野におけるCO₂ 排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」の見なし燃費表（表1参照）において、該当する「輸送の区分」を選択してください。（不明であれば空欄としてください。）

「燃料基準区分」欄：

車両に貼付されている燃費基準達成ステッカーに記載されている燃料基準区分を選択してください。（不明であれば空欄としてください。）

「燃費」欄：

以下2つのどちらかの値を入力してください。

①「自動車燃費一覧（令和5年3月・国土交通省）」に掲載されている該当車種の燃費値

②「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」の該当区分の見なし燃費

→「輸送の区分」のみ不明であれば、17,000kg以上の区分の燃費とする。「燃料基準区分」のみ不明であれば、「燃費基準未達成等」の区分の燃費とする。（表1参照）

※全て不明の場合は、「ロジスティクス分野におけるCO2排出量算定方法共同ガイドライン Ver.3.2」の「輸送の区分」17,000kg以上（事業用）且つ「燃費基準未達成等」に該当する見なし燃費とする。

（初期値では、「輸送の区分」「燃料基準区分」の入力データより計算された②の燃費値が表示されています。①の燃費値とする場合は該当車種の燃費値を入力してください。）

記入例

様式第2号 添付6

輸送時の二酸化炭素排出量の算定書（オフサイト型水素利用のみ）

グリーン水素を製造した場所 (住所)		東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
グリーン水素を利用した事業所 (住所)		東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
拠点間距離		〇〇 km
年間輸送回数		〇〇 回/年
年間水素利用量		〇〇 Nm ³ /年
輸送車両情報	車名	〇〇〇
	通称名	〇〇〇
	型式	〇〇〇
	燃料種類	〇〇〇
	輸送の区分	〇〇kg 以上〇〇kg 未満
	燃料基準区分	〇〇基準
	燃費	〇. 〇〇km/L
輸送車両の水素の最大積載量		(〇〇〇 kg-H ₂ 〇〇 Nm ³)
水素受入タンク貯蔵可能量		(〇〇〇 kg-H ₂ 〇〇 Nm ³)
燃料の二酸化炭素排出係数		〇. 〇〇 t-CO ₂ /kL
輸送時の二酸化炭素排出量		〇. 〇 t-CO ₂

運用方針 【様式第2 別添7】 輸送時の二酸化炭素排出量を削減するための取組

<提出必要書類>

オンサイト型		オフサイト型
地産地消		
		○

<記入の注意事項>

- ・ 「輸送時の二酸化炭素排出量」の値は、様式第2別添6と整合的かどうかを確認してください。
- ☒ 「輸送時の二酸化炭素排出量」の値が、様式第2別添6に記載している「輸送時の二酸化炭素排出量」と同じ値となっていない。
- ・ カーボン・オフセットのクレジットを有していることを示す書類を添付してください。

記入例

様式第2号 添付7

輸送時の二酸化炭素排出量を削減する取組（オフサイト型水素利用のみ）

輸送時の二酸化炭素排出量	○. ○	t-CO ₂
クレジットの種類	○○○○	
クレジットの量	○. ○	t-CO ₂

※ クレジットの量は、自社で発生する二酸化炭素排出量へのカーボン・オフセットを実施（温対法や省エネ法での活用等）した分など、他用途で使用された分を除くクレジット量を記入してください。

また、クレジットを有していることを示す書類を添付ください。

(4) 申請書の送付先

グリーン水素率先利用事業者認証制度 申請窓口

郵送先 〒103-0004

東京都中央区東日本橋3丁目7-17 CTビル4階

「グリーン水素率先利用事業者認証制度申請窓口」

3 審査

基準を満たすグリーン水素の都内での利用について、審査会で審査を行います。

また、必要に応じ、事業所への立入の調査を実施する場合があります。

審査結果の発表は毎年9月を予定しています。認証可、認証不可いずれの場合も、申請者宛に結果を通知します。

4 認証の取扱い

(1) 認証書の交付

認証された事業者には、グリーン水素率先利用事業者認証書が交付されます。

認証された事業者は、グリーン水素率先利用事業者として、次の情報が東京都ホームページで公表されます。

- ・ 事業者名
- ・ グリーン水素を利用している事業所名
- ・ 認証の区分
- ・ グリーン水素利用設備
- ・ その他東京都が認めた事項（事業者の了解を得た後に公表となります。）

(2) 認証ロゴマークを用いたPR

認証ロゴマークは、準備ができ次第詳細を公表します。

(3) 奨励金の交付

認証事業者の利用実績に応じた奨励金の交付については、準備ができ次第詳細を公表します。

5 よくある質問 (Q & A)

No.	質問	回答
○制度全般について		
1	認証の対象をグリーン水素としているのはなぜでしょうか？	<p>東京都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて水素エネルギーの実装化を進めています。</p> <p>水素は現在、天然ガスや工業プロセス等の副産物から作られることが多いですが、将来的には、製造時に温室効果ガスを排出しないグリーン水素の本格活用が期待されています。</p> <p>本制度は事業者グリーン水素の率直的な活用を促し、グリーン水素の利用に向けた基盤づくりを早期に行うことを狙いとしています。</p>
2	カーボンニュートラルガスで製造した水素の利用は認証対象とならないでしょうか？	<p>本制度は、ゼロエミッション東京の実現に寄与するグリーン水素の利用に向けた基盤づくりを早期に行うことを狙いとしているため、カーボンニュートラルガスで製造した水素の利用は、認証対象としていません。</p>
3	事業者が認証を受けるメリットは何でしょうか？	<p>現在、水素エネルギーの実装化は、EU等世界的に動き出している状況です。この機会を捉え、グリーン水素を利用することは、事業者の環境面の取組としてのPR効果があるものと考えております。</p> <p>そこで、本事業の認証事業者をグリーン水素率直利用事業者として認証し、その取組をホームページ等で公表します。</p> <p>認証事業者には、都から<u>グリーン水素率直利用事業者証書</u>が交付されるほか、PRに用いていた<u>だけの認証ロゴマークを当年度内に使用可能</u>です。また、認証事業者の<u>グリーン水素利用量</u>に対し、<u>奨励金を交付</u>することとしています。</p> <p>これらの詳細については、別途ご案内いたします。</p>
4	一度認証されれば、認証は更新の必要がないと考えてよいでしょうか？	<p>グリーン水素の<u>前年度利用実績</u>について認証するため、毎年度御申請をいただくこととなります。</p> <p>例えば、令和5年度のグリーン水素率直利用事業者として認証された場合、認証された年度内において発信いただくことが可能です。</p>

No.	質 問	回 答
○認証申請について		
5	継続して利用することやグリーン水素利用量の下限值が求められています が、なぜでしょうか？	グリーン水素をエネルギーとして、事業者における事業運営等に位置づけ、実装を進めていただくため、 <u>継続利用とグリーン水素利用量の下限値を要件として設定</u> しています。
6	グリーン水素利用設備はリース契約で自社として所有していませんが、その場合の認証の申請者は誰になるのでしょうか？	グリーン水素利用設備の所有の契約形態に関わらず、 <u>グリーン水素利用設備を用いてグリーン水素を利用している主体</u> が今回の認証の申請者となります。
7	グリーン水素製造設備がグリーン水素利用設備の道路を挟んだ向かいの敷地にあり、同一敷地でない場合、認証区分のオンサイト型(地産地消型)には該当しないでしょうか？	グリーン水素製造設備がグリーン水素利用設備と近接した敷地にある場合、オンサイト型(地産地消)としての申請を認める場合があります。 申請前にヘルプデスクにご相談ください。
8	グリーン水素利用設備は都内にありますが、設備で発電した電気を都外の建物に供給しています。この場合は対象となりますか？	ゼロエミッション東京を目指す観点から、グリーン水素から得られたエネルギーも都内で利用いただくことが前提となります。
9	保有している都内のa事業所とb事業所でグリーン水素を利用しています。このグリーン水素利用の合算値では対象にならないでしょうか？	事業者において、「オンサイト型」、「オフセット型」それぞれの区分で認証します。例えば、a事業所が「オンサイト型(地産地消)」、b事業所が「オンサイト型」の場合、両方のグリーン水素利用量の合計が「オンサイト型」のグリーン水素利用量の下限值以上であれば、認証します。 a事業所が「オンサイト型」、b事業所が「オフセット型」の場合は、それぞれのグリーン水素利用量のいずれかが各下限値以上である必要があります。
10	本制度でグリーン水素の輸送をカーボン・オフセ	現在は、「J-クレジット」、「非化石証書(再エネ指定あり)」、「J-ブルークレジット」、「グリーン電

No.	質 問	回 答
	ットできるクレジット・ 証書は何でしょうか？	力証書」の利用を広く認めています。
11	グリーン水素製造設備 などに利用量を把握する 計測器が整備されていな い場合は対象とならない のでしょうか？	要件として、グリーン水素の利用量の下限値を 設定しています。また、グリーン水素であること を証明いただくために、電力の使用量などの把握 は必須となります。 電力の使用量などの把握についてご不明な点か ある場合には、申請前にヘルプデスクへご相談く ださい。

6 その他

- (1) 認証された事業者に対して、必要に応じて調査等を行う場合があります。
- (2) 申請にあたって、虚偽の記載等があった場合は、認証を取り消すことがあります。
- (3) その他、認証制度に関することは、「グリーン水素率先利用事業者認証制度実施要綱」、
「グリーン水素率先利用事業者認証制度運用方針」をご確認ください。

7 グリーン水素率先利用事業者認証を受けた事業者への支援

グリーン水素率先利用事業者の認証を受けた認証区分及び認証されたグリーン水素の利用実績に応じ、奨励金を交付予定です。

認証書の交付後に、申請の受付を開始いたしますので、別途御案内いたします。

なお、奨励金の額が東京都の予算枠の上限に達した場合は、グリーン水素率先利用事業者ごとの奨励金の計算額に応じて按分をさせていただきます。

8 ヘルプデスク

中外テクノス株式会社

電話 03-6374-2223

〔受付時間：9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）〕

メール greenhydrogen (a) chugai-tec.co.jp

※ (a) を@に替えて送付してください。

令和6年4月

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

電話 03-5320-4689（直通）